

令和4年5月25日
中部地方整備局**地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて
～管内の97%の自治体が中間前金払制度を導入～**

東日本建設業保証(株)にご協力いただき、地方自治体の中間前金払制度と地域建設業経営強化融資制度の導入状況を調査したところ、令和4年4月1日現在、管内4県(静岡・愛知・岐阜・三重)164団体のうち、中間前金払制度は約97%にあたる159団体が、地域建設業経営強化融資制度は約57%にあたる94団体が同制度を導入していることが確認されました。

- 中部地方整備局建政部では、地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて、管内の地方自治体を訪問し、中間前金払制度や地域建設業経営強化融資制度の導入・活用の促進に努めており、導入率は順調に上がっています。令和3年7月と比較し、中間前金払制度の導入状況については、3団体増えて導入率は95.1%から97.0%に、地域建設業経営強化融資制度の導入状況については、11団体増えて導入率は50.6%から57.3%に上がっています。
- 建設業法において、下請代金の支払いについては、労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮が求められています。現下の原材料費等の高騰の状況においては、元請企業が、低廉なコストによる資金調達が可能な前金払制度、中間前金払制度、地域建設業経営強化融資制度を活用し、手許資金の充実を図ることができる体制を整えることが重要であり、ひいては下請企業や労働者に対する円滑な支払いに繋がります。中部地方整備局では、引き続き、中間前金払制度・地域建設業経営強化融資制度の導入・活用の促進に努めて参ります。

配布先 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、
静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ(三重)

【連絡先】建政部 建設産業課長 片岡 信幸
建設産業課長補佐 大石 彩乃
TEL 052(953)8572
FAX 052(953)8606

中間前金払制度の概要

- 中間前金払とは、当初の前払金（請負代金の4割）に加え、**工期半ばで2割を追加（合計6割）して行う前金払**のこと。
- 地方自治体では、地方自治法施行規則の改正によりH11.2.17から制度の導入が可能。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前金払の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたうえで、請求することが可能。
 - 当初の前払金が支出されていること
 - 工期の2分の1を経過していること
 - 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
 - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

発注者のメリット

- 出来高認定を厳密に行う必要のある「部分払」と異なり、建設企業への円滑な資金提供、資金繰りの改善を目的とするため、上記要件の確認は原則書類のみで行うなど、**極めて簡易な事務手続き**。
- 零細な元請建設企業の**資金繰りの安定化**、元下間の請負代金支払・労働者に対する**賃金支払に関するトラブルの抑制**などにより、**適正な施工に寄与**。

建設企業のメリット

- 上記要件の認定は原則書類のみで行うなど、**極めて簡易な事務手続き**による資金調達が可能。
- 当初前払金保証料率(0.23%～0.35%)を下回る**低廉なコスト**(保証料率一律0.065%)。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する請負代金の前払、速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、関係事業者間における**信用力の向上**、**労使関係の安定化**につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。

地域建設業経営強化融資制度の概要

- 地域建設業経営強化融資制度とは、中小・中堅元請建設企業が、公共工事等の工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から**出来高に応じて融資を受けられる**制度。
- また、未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、金融機関から融資を受ける際に保証事業会社の金融保証を受けることが可能。
- 建設業の**資金調達の円滑化支援**として、H20.10.17に国が制度を創設。
- 次の要件を満たしている場合、融資事業者の出来高査定を受けたうえで、融資を受けることが可能。
 - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること
 - 発注者による工事請負代金の債権譲渡の承諾を受けていること
 - 低入札価格調査の対象工事ではないこと

発注者のメリット

- 中小・中堅元請建設企業に対する**新たな金融支援策の提供**が可能。
- 零細な元請建設企業の**資金繰りの安定化**、元下間の請負代金支払・労働者に対する**賃金支払に関するトラブルの抑制**などにより、**適正な施工に寄与**。

建設企業のメリット

- 工事請負代金債権が担保となる為、保証人・不動産を担保とすることなく、**新たな資金調達手段の確保**が可能。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、**関係事業者間における信用力の向上**、**労使関係の安定化**につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。
- 地域建設業経営強化融資制度を利用した借入金については、経営事項審査の経営状況分析における「負債回転期間」の負債合計から控除することが認められており、**経営事項審査において利点**。

中部地方整備局管内の自治体164団体のうち、**159団体(全体の97.0%)**が中間前金払制度を導入済み

中間前金払制度普及状況

導入状況	導入済みの自治体								
静岡県内 (34/36) 94.4%	静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	熱海市	三島市	富士宮市	伊東市	島田市
	富士市	磐田市	焼津市	掛川市	藤枝市	御殿場市	袋井市	下田市	裾野市
	湖西市	伊豆市	御前崎市	菊川市	伊豆の国市	牧之原市	東伊豆町	河津町	松崎町
	西伊豆町	清水町	長泉町	小山町	吉田町	川根本町	森町		
愛知県内 (53/55) 96.4%	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市
	津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市	常滑市
	江南市	小牧市	稲沢市	新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	尾張旭市
	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	田原市	愛西市	清須市	北名古屋市	弥富市
	みよし市	あま市	長久手市	東郷町	扶桑町	大治町	蟹江町	阿久比町	東浦町
	南知多町	美浜町	武豊町	幸田町	設楽町	東栄町	飛島村	豊根村	
岐阜県内 (43/43) 100.0%	岐阜県	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	大垣市	海津市
	関市	美濃市	郡上市	美濃加茂市	可児市	多治見市	瑞浪市	土岐市	中津川市
	恵那市	下呂市	高山市	飛騨市	岐南町	笠松町	北方町	養老町	垂井町
	関ヶ原町	神戸町	輪之内町	安八町	揖斐川町	大野町	池田町	坂祝町	富加町
	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	御嵩町	東白川村	白川村		
三重県内 (29/30) 96.7%	三重県	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市
	亀山市	鳥羽市	熊野市	志摩市	伊賀市	木曽岬町	東員町	菰野町	朝日町
	川越町	多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	紀北町
	御浜町	紀宝町							

※ 赤字は令和3年7月1日以降に制度を導入した自治体。

(R4.4.1現在 東日本建設業保証(株)調べ)

中部地方整備局管内の自治体164団体のうち、**94団体(全体の57.3%)**が地域建設業経営強化融資制度を導入済み

地域建設業経営強化融資制度普及状況

導入状況	導入済みの自治体								
静岡県内 (19/36) 52.8%	静岡県	静岡市	浜松市	三島市	伊東市	島田市	富士市	磐田市	焼津市
	掛川市	藤枝市	御殿場市	袋井市	下田市	湖西市	伊豆市	菊川市	伊豆の国市
	長泉町								
愛知県内 (32/55) 58.2%	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市
	刈谷市	豊田市	蒲郡市	犬山市	常滑市	江南市	小牧市	稲沢市	新城市
	東海市	尾張旭市	岩倉市	豊明市	田原市	愛西市	弥富市	みよし市	あま市
岐阜県内 (30/43) 69.8%	岐阜県	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	大垣市	海津市
	関市	美濃市	郡上市	美濃加茂市	可児市	多治見市	瑞浪市	土岐市	中津川市
	恵那市	下呂市	高山市	飛騨市	岐南町	笠松町	北方町	養老町	神戸町
三重県内 (13/30) 43.3%	八百津町	御嵩町	白川村						
	三重県	津市	四日市市	桑名市	鈴鹿市	尾鷲市	鳥羽市	志摩市	伊賀市
	朝日町	度会町	南伊勢町	紀北町					

※ 赤字は令和3年7月1日以降に制度を導入した自治体。

(R4.4.1現在 東日本建設業保証(株)調べ)